

令和 7 年第 4 回南部町議会定例会

改正条例新旧対照表

南部町

議案第51号 南部町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用_____に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第13項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略) (町の責務) 第3条 町は、個人番号の利用_____に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。 (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。 (5)・(6) (略) (町の責務) 第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の

提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(委任)

第5条 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	南部町特別医療費助成条例(平成16年南部町条例第95号)による医療費の助成に関する事務
2 町長	南部町福祉医療費助成条例(平成18年南部町条例第8号)による医療費の助成に関する事務
3 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務
4 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業以

提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 (略)

別表第1(第4条関係)

機関	事務
1 町長	南部町特別医療費助成条例(平成16年南部町条例第95号)による医療費の助成に関する事務
2 町長	南部町福祉医療費助成条例(平成18年南部町条例第8号)による医療費の助成に関する事務
3 町長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務
4 町長	健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康増進事業以

	外の検診に関する事務
5 町長	住登外者宛名番号管理機能(本町の住民基本台帳に記載されていない者(以下「住登外者」という。))に対し、個人を識別するための番号を付与し、及び当該番号を付与された住登外者の宛名を管理するための情報システムの機能をいう。以下同じ。による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	南部町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))及び住民基本台帳法第7条各号(同条第13号を除く。)に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。))
2 町長	南部町福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
3 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	住民票関係情報

	外の検診に関する事務
--	------------

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	南部町特別医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。))及び住民基本台帳法第7条各号(同条第13号を除く。)に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。))
2 町長	南部町福祉医療費助成条例による医療費の助成に関する事務	地方税関係情報及び住民票関係情報
3 町長	予防接種法による定期の予防接種以外の予防接種に関する事務	住民票関係情報

4	町長	健康増進法に基づく 健康増進事業以外の 検診に関する事務	住民票関係情報								
5	町長	住登外者宛名番号管 理機能による住登外 者の宛名の管理に関 する事務	住登外者の宛名の管理に関する情報								
別表第3(第5条関係) <table> <tr> <th>情報照会機関</th><th>事務</th><th>情報提供機関</th><th>特定個人情報</th></tr> <tr> <td>教育委員会</td><td>学校保健安全法 (昭和33年法律 第56号)による 医療に要する費 用についての援 助に関する事務</td><td>町長</td><td>地方税関係情報及び住 民票関係情報</td></tr> </table>				情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	教育委員会	学校保健安全法 (昭和33年法律 第56号)による 医療に要する費 用についての援 助に関する事務	町長	地方税関係情報及び住 民票関係情報
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報								
教育委員会	学校保健安全法 (昭和33年法律 第56号)による 医療に要する費 用についての援 助に関する事務	町長	地方税関係情報及び住 民票関係情報								

議案第52号 南部町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数_____を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。) (第1号部分休業の承認) 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は_____	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項_____の規定に基づき、並びに育児休業法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) (略) (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して別に定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。_____) (部分休業_____の承認) 第18条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第3条第2項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時

- ____、30分を単位として行うものとする。
- 2 特別休暇のうち規則で定める育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- (第2号部分休業の承認)
- 第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。
- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある

- 間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。
- 2 特別休暇のうち規則で定める育児時間(以下「育児時間」という。)又は勤務時間条例第15の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を越えない範囲内で行うものとする。
- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南部町条例第20号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1)・(2) (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をした時とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第19条 職員(会計年度任用職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第16条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年南部町条例第20号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。)第16条及び第27条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

(1)・(2) (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第20条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

議案第53号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表

新	旧
(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 3 (略) <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第16条の2 任命権者は、南部町職員の育児休業等に関する条例(平成16年南部町条例第37号。以下「育児休業条例」という。)第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるた</u>	(介護休暇) 第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他別に定める者(第16条の2第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2 (略) 3 (略)

めの措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育児休業条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする

状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 （略）

状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の3 （略）